

印西市公告第 1 2 7 号

地方自治法第 2 3 4 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

印西市長 藤 代 健 吾

1 入札に付する事業

- (1) 工事名称 永治コミュニティセンター保全改修工事
- (2) 工事場所 印西市浦部 4 1 1 番地 3
- (3) 工事期限 令和 8 年 7 月 1 7 日まで
- (4) 工事概要 **【建物概要】**
敷地面積 2,313.58 m²
建築面積 543.066 m²
延床面積 455.510 m²
鉄筋コンクリート造、地上 1 階建
【改修概要】
建築工事
防水、外壁、建具、内装、塗装等の改修
電気設備工事
照明設備、火災報知設備、音響設備等の改修
機械設備工事
衛生器具設備、給排水設備、空気調和設備、換気設備等の改修
- (5) 低入札価格調査基準価格及び失格基準額を設定する。
- (6) 入札方法
本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札方式の適用工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
- ・令和 6 ・ 7 年度印西市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
 - ・印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者
 - ・電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ・当該事業の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ・会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ・印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月2日告示第95号）の別表に規定する措置要件に該当する者
- （2） 別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、次に掲げる要件に該当する者のうち、下記の(2)の総合評価の方法によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあっては当該技術評価点の高い者を落札者として決定し、当該技術評価点に違いがないときにあっては当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- ① 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- ② 入札価格が失格基準額を下回っていないこと。

（2） 総合評価の方法

① 価格評価点

予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の算定式により得られた数値を価格評価点とする。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

② 技術評価点

予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の(3) 価格以外の要素として評価する項目（以下「評価項目」という。）の内容に示す評価項目ごとの配点を合計し、30点満点に換算した数値を技術評価点とする。

- ③ 価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の①で得られる価格評価点と②で得られる技術評価点を合計して得た評価値をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準

本工事における評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

区分	評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力	① 同種工事の公共工事の施工実績 〔注1、注2、注3〕 公告日以前の過去 10 年間（公告日の前年度から過去 10 年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した公共工事「業種：建築一式工事」での同種工事の元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）を評価する。	公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 800㎡以上の建築一式工事）	15
		公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 400㎡以上の建築一式工事）	10
		公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 200㎡以上の建築一式工事）	5
		公共工事の実績 （上記以外）	0
	② 工事成績評定点 〔注1〕 公告日が属する年度を除く、直近の過去 3 カ年度間に完成した公共工事「業種：建築一式工事」5 件の工事成績評定点の平均点により評価する。 ※任意 5 件の提出とする。 <u>提出が 5 件以上の場合は、全ての工事成績評定点の平均点により評価する。</u> <u>提出が 5 件未満の場合は、実績なしと評価する。</u>	80 点以上	15
		77.5 点以上 80 点未満	13
		75 点以上 77.5 点未満	11
		72.5 点以上 75 点未満	9
		70 点以上 72.5 点未満	7
		67.5 点以上 70 点未満	5
		65 点以上 67.5 点未満	3
		60 点以上 65.0 点未満	1
		60 点未満、実績なし	0
	③ 優良工事表彰〔注1〕 公告日が属する年度を除く、過去 2 カ年度間の公共工事「業種：建築一式工事」における優良工事表彰の有無を評価する。	国、県での表彰あり	5
		市町村での表彰あり	3
		表彰なし	0
	④ 事故及び不誠実な行為 公告日以前における事故及び不誠実な行為の有無を評価する。 印西市以外の発注工事に起因して指名停止の措置を受けている場合であっても、同様に評価する。	該当なし	0
		過去 6 カ月間に工事事故による文書注意あり	-5
		過去 1 年間に工事事故による指名停止あり	-10
		過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり	
		過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり	-15

	⑤ ISO認証取得〔注4〕 公告日におけるISO9001 及びISO14001 の認証取得の有無を評価する。	双方認証取得あり	5	
		いずれかの認証取得あり	3	
		いずれの認証取得なし	0	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力	⑥ 配置予定技術者の資格〔注5〕 公告日における配置予定技術者の保有資格を評価する。	一級建築士の資格あり	5	35
		一級建築士の資格なし	0	
	⑦ 配置予定技術者の施工経験 〔注1、注2、注3、注5〕 公告日以前の過去 10 年間（公告日の前年度から過去 10 年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した公共工事での同種工事の監理（主任）技術者又は現場代理人として施工した経験を評価する。	公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 800㎡以上の建築一式工事）	15	
		公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 400㎡以上の建築一式工事）	10	
		公共工事の実績 （鉄筋コンクリート造の改修工事で、延床面積 200㎡以上の建築一式工事）	5	
		公共工事の実績 （上記以外）	0	
	⑧ 継続教育（CPD）の取組状況〔注5〕 配置予定技術者の公告日以前の過去 1 年間及び技術資料等の提出期限までにおける各団体の推奨単位以上の証明の有無を評価する。	証明あり	5	
		証明なし	0	
	⑨ 配置予定技術者の工事成績評定点 〔注1、注5〕 公告日が属する年度を除く、配置予定技術者として施工した公共工事における過去3ヵ年度間の「業種：建築一式工事」での工事成績評定点を評価する。 ※任意1件の提出とする。	80 点以上	5	
		75.0 点以上 80 点未満	3	
		75.0 点未満・実績なし	0	
	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置〔注5、注6〕 現場代理人、監理（主任）技術者として配置する場合に評価する。	いずれか配置あり	5	
		配置なし	0	
地 域 精 通 度	⑪ 印西市発注の公共工事の施工実績 公告日以前の過去3年間（公告日の前年度から過去3年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した印西市発注の公共工事の元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）を評価する。 <u>※業種、請負金額に係らず契約件数の実績を評価する。</u>	5件以上	5	5
		1～4件 ※1件につき1点とする	1～4	
		実績なし	0	
地 域	⑫ 災害対策に関する協定〔注7〕 公告日における印西市との災害対策に関する個別事業連携	協定締結あり	5	20

貢献度	協定の締結の有無を評価する。		協定締結なし	0
	⑬ 本・支店の所在地 公告日における入札参加者の本店・本社（本店等）又は支店・支社・営業所（支店等）の所在地を評価する。		印西市内に本店等あり	5
			印西市内に支店等あり	3
			いずれも印西市内になし	0
	⑭ 市内企業の活用〔注8〕 当該工事における市内企業の活用について評価する。		請負金額のうち印西市内企業との下請契約が10%以上	5
			請負金額のうち印西市内企業との下請契約が5%以上	3
			上記以外	0
	⑮ 地域特有貢献度 下記(1)～(5)の地域特有貢献の取組み状況を評価する。		5項目が該当	5
	(1) 地域美化活動ボランティア実績〔注9〕	公告日以前の過去1年間（公告日の前年度に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）における活動実績を評価する。	4項目が該当	4
	(2) 消防団協力事業所表示制度による事業所の認定〔注9〕	公告日における消防団協力事業所の認定の有無を評価する。	3項目が該当	3
	(3) 障がい者雇用促進	公告日における雇用状況を評価する。〔注10〕	2項目が該当	2
	(4) 高年齢者雇用促進		1項目が該当	1
	(5) 女性雇用促進		該当なし	0
印西市発注工事における総合評価方式での履行義務違反			なし	0
			工事成績評定点の減点措置あり	-5

注1 公共工事とは、国等（国土交通省、他省庁発注工事、公団等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関））の発注工事、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市）の発注工事、市町村の発注工事を指す。

注2 同種工事とは、建築工事を施工した工事で「業種：建築一式工事」をいう。

注3 延床面積は工事対象部分を含む棟の延床面積とし、複数棟ある場合はその合計とする。改修工事に伴う増築部分については対象外とする。

改修工事とは、内装改修を含む建築一式工事とし、内装改修対象面積が延床面積の50%以上のものに限る。

注4 ISOの認証取得については、（財）日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したもので、建築工事に関連する登録範囲であるものとする。

注5 配置予定技術者を複数申請する場合においては、評価点の少ない者を採用し評価する。

注6 若手とする年齢は、入札公告日時点で、40歳未満とする。なお、技術者とは、主任技術者に相当する資格を有する場合に評価する。

注7 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する個別事業連携協定を対象とする。

注8 市内企業とは市内本店企業を指し、入札参加申請時及び完成検査時に、元請請負金額のうち、下請となる市内企業との契約金額（割合）がわかる書類を添付すること。なお、申請時に提出がない場合は加点の対象としない。

注9 企業として取組んだボランティア活動は評価対象とするが、職制を離れて個人的に参加したボランティア活動は評価対象としない。

消防団協力事業所表示制度は総務省又は地方自治体の認定を対象とする。

注10 雇用促進に係る項目については、申請日において直近3ヵ月以上連続的に直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもので、役員を除くものとする。なお、高齢者とは、65歳以上を対象とする。

【評価内容の担保】

・受注者の責により、「配置予定技術者」での履行ができない場合、審査項目「法令順守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

また、当該年度（入札前）、翌年度及び翌々年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして、5点減ずる。

・受注者の責により、「市内企業の活用」の履行ができない場合、審査項目「法令順守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

また、当該年度（入札前）、翌年度及び翌々年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反として、5点減ずる。

4 入札参加申請の提出等

本工事の入札参加を希望する者は、必要事項を記入した制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書（添付書類は除く。）及び誓約書の電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して、電子入札システムにより提出後、制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書、誓約書及び入札参加者に必要な資格等が確認できる資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、資格確認資料は、「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムよりダウンロードすること。

※「ちば電子調達システム」

https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T_INIT_Action.do

（1）提出期間等

ア 期 間 令和7年8月27日（水）午前9時から

令和7年9月10日（水）午後2時まで

ただし、電子入札システムによる提出は午前0時から午前8時までを除き、持参による資格確認資料の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする（ただし、最終日については午前9時から午後2時までとする）。

イ 場 所 印西市役所企画財政部財政課

ウ 提出部数 正副2部

※「印西市電子入札システム運用基準」紙入札業者として認める場合の条件を満たす場合に限り、「紙入札方式参加届出書」の提出により紙入札での参加を認める。その場合、提出期間中に資格確認資料及び110円切手を貼付した返信用封筒（1部）を企画財政部財政課に持参すること。

(2) 資格確認結果及び技術評価点の通知

電子入札システムより結果を通知するものとする。ただし、紙入札での参加を認めた者については、返信用封筒により通知書を送付する。(令和7年9月下旬予定)

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、通知を受けた日から5日以内に企画財政部財政課に書面を持参して行わなければならない。技術資料等の評価の理由について説明を求める者も同様とする。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

5 技術資料等の提出

(1) 提出書類

① 制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書及び誓約書

- ・ 配置予定技術者の資格を確認できるものの写し（監理技術者証等の証明の写し）と、雇用状況が確認できるものの写し（保険証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号の部分はマスキングを施すこと）
- ・ 要件に該当する工事の内容が確認できる書類（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）

② 技術資料等

- ・ 同種工事の公共工事の施工実績
- ・ 工事成績評定点が確認できる公共工事の検査結果通知書（又は準ずる書類）の写し
- ・ 企業の優良工事表彰及びその対象業種が確認できる資料
- ・ ISO認証取得を証明する登録証の写し（JABと相互認証している機関の登録証の場合は、当該機関がJABと相互認証していることが確認できる資料）
- ・ 配置予定技術者、若手技術者、女性技術者の年齢、資格及び施工経験
- ・ 配置予定技術者の工事成績評定点が確認できる公共工事の検査結果通知書（又は準ずる書類）の写し及びその対象業種が確認できる資料
- ・ 配置予定技術者の継続教育（CPD）における推奨単位以上の証明が確認できる資料
- ・ 印西市内の公共工事の施工実績
- ・ 災害対策に関する個別事業連携協定の締結が確認できる資料
- ・ 当該工事における市内企業の活用
- ・ ボランティア活動に係る実績が確認できる資料
- ・ 消防団協力事業所表示制度による事業所の認定が確認できる資料
- ・ 障がい者の雇用状況が確認できる資料
- ・ 高年齢者の雇用状況が確認できる資料
- ・ 女性職員の雇用状況が確認できる資料

(2) 提出方法

(1) ①の制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書及び誓約書に②技術資料等を添えてファイルに綴じ、4（1）アの期間中、持参により提出するものとする。なお、(1) ①の制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書及び誓約書については、電子入札システムによる提出も併せて行うものとする。

(3) 複数の公告に対する配置予定技術者の重複申請について

公告期間が重複するものにおいて、配置予定技術者を複数の公告に対し重複して申請することができるものとする。ただし、落札候補者となった以降、配置予定技術者が重複することで、申請者以外の者を選任する場合には、総合評価方式での履行義務違反とし、工事成績評定点を3点減ずる。

6 設計図書等の縦覧又は配布

印西市入札約款及び本工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和7年8月27日（水）午前9時から
令和7年9月10日（水）まで
- (2) 縦覧場所 「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステム内

7 質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、現場説明書に明記された方法により行うこと。質問締切までは何度も質問することができる。回答は「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに随時、掲載する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「経営事項審査結果通知書」「事業所の所在地」「建設業の区分」の全てを満たす者とする。

8 入札

- (1) 入札書の提出期間

令和7年10月20日（月） 午前9時から
令和7年10月21日（火） 午前11時まで

- (2) 入札書提出方法

ちば電子調達システム内の電子入札システムにより、入札金額を入力する。

落札決定にあたっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

- (3) 入札金額内訳書

電子入札システムの添付機能を利用して添付で提出すること。入札金額内訳書の書式は、原則として「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに提示した様式に準じて作成すること。入札金額内訳書の作成にあたっては印西市ホームページ掲載の「建設工事の入札における入札金額内訳書取扱要領」を参照のこと。

なお、第2回目の入札においても入札金額内訳書の添付を必要とする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和7年10月21日（火）午後2時10分
- (2) 開札場所 印西市役所企画財政部財政課
- (3) 開札方法 印西市電子入札約款のとおり
- (4) 入札回数 2回までとする。

(5) 落札候補者及び落札者の決定

本入札案件は価格以外の要素も含めて落札者を決定する総合評価方式であることから、価格評価点と技術評価点を合計し評価値が最も高いものを落札候補者と決定する。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行い、その結果により落札者とならない場合がある。

なお、失格基準額を下回る場合は、失格とする。

開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合は、印西市低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日改正）及び印西市低入札価格調査報告書作成要領を熟読したうえで、その通知があった翌日から起算して平日5日以内に「低入札価格調査報告書」を提出すること。

10 入札の執行

入札執行において入札者が一人の場合でも落札決定を行うこととする。

11 契約の締結について

- (1) 落札候補者を選出した後、積算疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、積算疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、市は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

落札者の決定後、7日以内（印西市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第1条第1項の規定による市の休日は除く。）に仮契約を締結しなければならない。仮契約にあたっては印西市ホームページ掲載の「契約書作成の留意点について」を参照のこと。

- (2) 技術資料に記載された技術提案が履行できなかった場合等の措置

- ① 市長は、落札者が提示した技術提案を履行することができなかったときは、工事目的物の契約不適合を理由とした履行の追完請求、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができる。
- ② 市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

- (3) 本事業の契約は仮契約となるため、印西市議会の可決があったとき、本契約としての効力を生じる。

12 その他

- (1) 総合評価に関する審査結果は、公表する。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料及び技術提案資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料及び技術提案資料は返却しない。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13

年政令第34号)等の規定により公表する場合を除き、公表し又は無断で使用することはしない。

- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款（印西市電子入札約款、印西市電子入札システム運用基準を含む。）及び配布書類を熟読し、入札に参加すること。
- (7) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を延期し、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは取りやめることがある。
- (9) 電子入札システムの運用時間は、午前8時から午前0時とする。

13 問い合わせ先

事業概要、閲覧資料、質問書提出について	別表記載の事業担当まで
制限付き一般競争入札（総合評価競争入札方式）参加資格確認申請書及び誓約書、技術資料等、入札書、入札金額内訳書の提出	<u>印西市企画財政部財政課契約検査係</u> 電話番号 0476-33-4403 ファクシミリ番号 0476-42-7242 電子メールアドレス keiyaku@city.inzai.chiba.jp
システム操作について	「ちば電子調達システム」サポートデスク 電話番号 043-441-5551

印西市公告第127号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
	工事名	永治コミュニティセンター保全改修工事	
	工事場所	印西市浦部4-1-1番地3	工期 令和8年7月17日まで
	工事概要	【建物概要】 敷地面積 2,313.58 m ² 建築面積 543.066 m ² 延床面積 455.510 m ² 鉄筋コンクリート造、地上1階建 【改修概要】 建築工事 防水、外壁、建具、内装、塗装等の改修 電気設備工事 照明設備、火災報知設備、音響設備等の改修 機械設備工事 衛生器具設備、給排水設備、空気調和設備、換気設備等の改修	
	予定価格	(事後公表)	
2 入札参加条件			
	資格要件	工種(業種)(※1)	建築一式工事
		経営事項審査結果通知書(※2)	総合評点(P)800点以上
		事業所の所在地(※1)(※3)	千葉県内本店
		一般(特定)建設業の区分	特定
		同種の履行実績(※4)	請負金額5,000万円以上の建築一式工事
		配置予定技術者の資格(※5)	監理技術者
		特殊工法等による資格条件	特になし
3 入札参加資料の提出等			
	申請期間	令和7年8月27日(水)午前9時から 令和7年9月10日(水)午後2時まで	
	申請書類	公告「5 技術資料等の提出」を参照してください。	
4 設計図書等の交付			
	縦覧期間	令和7年8月27日(水)午前9時から 令和7年9月10日(水)まで	
5 質問及び回答			
	質問	現場説明書に示すとおり	
	回答	現場説明書に示すとおり	
6 入札及び開札			
	入札期間	令和7年10月20日(月)午前9時から令和7年10月21日(火)午前11時まで	
	開札	令和7年10月21日(火)午後2時10分から行う。	

		入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。
7 落札候補者及び落札者の決定		
	決定方法	本入札案件は価格以外の要素も含めて落札者を決定する総合評価方式であることから、価格評価点と技術評価点を合計し評価値が最も高い者を落札候補者と決定する。 ただし、落札候補者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行い、その結果により落札者とならない場合がある。 なお、失格基準額を下回る場合は、失格とする。 <u>開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合は、印西市低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日改正）及び印西市低入札価格調査報告書作成要領を熟読したうえで、その通知があった翌日から起算して平日5日以内に「低入札価格調査報告書」を提出すること。</u>
備考		本事業の契約は仮契約となるため、印西市議会の可決があったとき、本契約としての効力を生じる。
事業担当		【連絡先】事業担当者連絡先 印西市役所 市民部 市民活動推進課 活動支援係 住所 〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2 電話番号 0476-33-4431 ファックス番号 0476-42-7242 メールアドレス siminkatudou@city.inzai.chiba.jp

（※1）令和6・7年度印西市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

（※2）総合評定点は、申請日直前に受けた経営事項審査結果通知書にて、資格要件で定める「工種（業種）」における総合評定（P）をいう。ただし、建設工事の事業協同組合等で、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者については、組合と組合員のうち任意に選択した10以内の組合員を含めて当該適格組合の施工能力に関する審査を行い、総合評定（P）を決定する。当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

（※3）印西市制限付き一般競争入札参加資格要件設定基準による。

（※4）公告日以前に元請として工事が完了し引渡しの済んでいる国又は地方公共団体等の発注に係る工事で、当該年度及び過去10年度間までのものを対象とする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。

（※5）配置予定技術者は直接的、かつ、恒常的な雇用関係にある者であること。なお、恒常的な雇用関係とは当該事業の入札参加資格申請時に直近3か月以上連続して雇用関係にあることをいう。

また、配置予定技術者の資格は、「工種（業種）」の許可業区分に応じた資格等であること。

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除の取り扱いについて

設計書の工事費内訳書にスクラップ控除が記載されている場合、最低制限価格等（※１）の算出は下記のとおり取り扱っています。

《最低制限価格等算定》

① 直接工事費とは別にスクラップ控除を計上している場合

直接工事費の額に１００分の９７を乗じて得た額
＋ 共通仮設費の額に１００分の９０を乗じて得た額
＋ 現場管理費の額に１００分の９０を乗じて得た額
＋ 一般管理費の額に１００分の６８を乗じて得た額
－ スクラップ控除

最低制限価格等（千円未満切り捨て）（税抜）

② 直接工事費にスクラップ控除を計上している場合

直接工事費（スクラップ控除含む）の額に
１００分の９７を乗じて得た額
＋ 共通仮設費の額に１００分の９０を乗じて得た額
＋ 現場管理費の額に１００分の９０を乗じて得た額
＋ 一般管理費の額に１００分の６８を乗じて得た額

最低制限価格等（千円未満切り捨て）（税抜）

※１ 最低制限価格等は、「最低制限価格」及び「調査基準価格」を指します。

※２ 「失格基準額」についても、スクラップ控除の取り扱いは同様としますが、印西市低入札価格調査制度実施要領に定める乗率にて算出します。

問い合わせ先

印西市企画財政部財政課契約検査係

0476-33-4403（直通）